

子ども・子育て支援新制度

ハンドブック

施設・事業者向け



「子ども・子育て支援新制度」が 平成27年4月に本格スタートします。



平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、

「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートする予定です。

この新制度の実施のため、消費税が10%になった際の増収分から、

毎年7,000億円程度が充てられることになりました。

貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。



CONTENTS

1部:制度の説明

子ども・子育て支援新制度のポイント ————— 2

施設型給付

施設型給付の概要と仕組み ————— 3

給付費の基本構造 ————— 4

認定こども園4類型の比較 ————— 5

幼保連携型認定こども園の認可基準 ————— 6

地域型保育給付

地域型保育事業の概要 ————— 7

地域型保育事業の認可基準 ————— 8

市町村の確認制度(運営基準) ————— 9

私立幼稚園の選択肢 ————— 11

利用手続きの流れ(イメージ) ————— 12

地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の概要 ————— 13

利用者支援事業 ————— 15

一時預かり事業 ————— 16

放課後児童クラブの基準 ————— 17

2部:よくある質問(FAQ)

18

子ども・子育て支援新制度のポイント



事業者の皆さまが、「子ども・子育て支援新制度」を理解する上で、重要となる6つのポイントをまとめました。

1 「施設型給付」「地域型保育給付」を創設します。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設します。

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。

2 認定こども園制度を改善します。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。
- 認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化します。

3 地域の子育て支援を充実します。

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実します。

4 市町村が実施主体となります。

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。

※現在、市町村と制度的な関係がない私立幼稚園が、新制度に円滑に移行できるよう、私立幼稚園と市町村との関係構築が重要となります。

5 新たな財源を確保して量の拡充や質の向上を進めます。

- 消費税率の引き上げにより、0.7兆円程度の財源を確保します。

※幼児期の学校教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源確保を目指します。

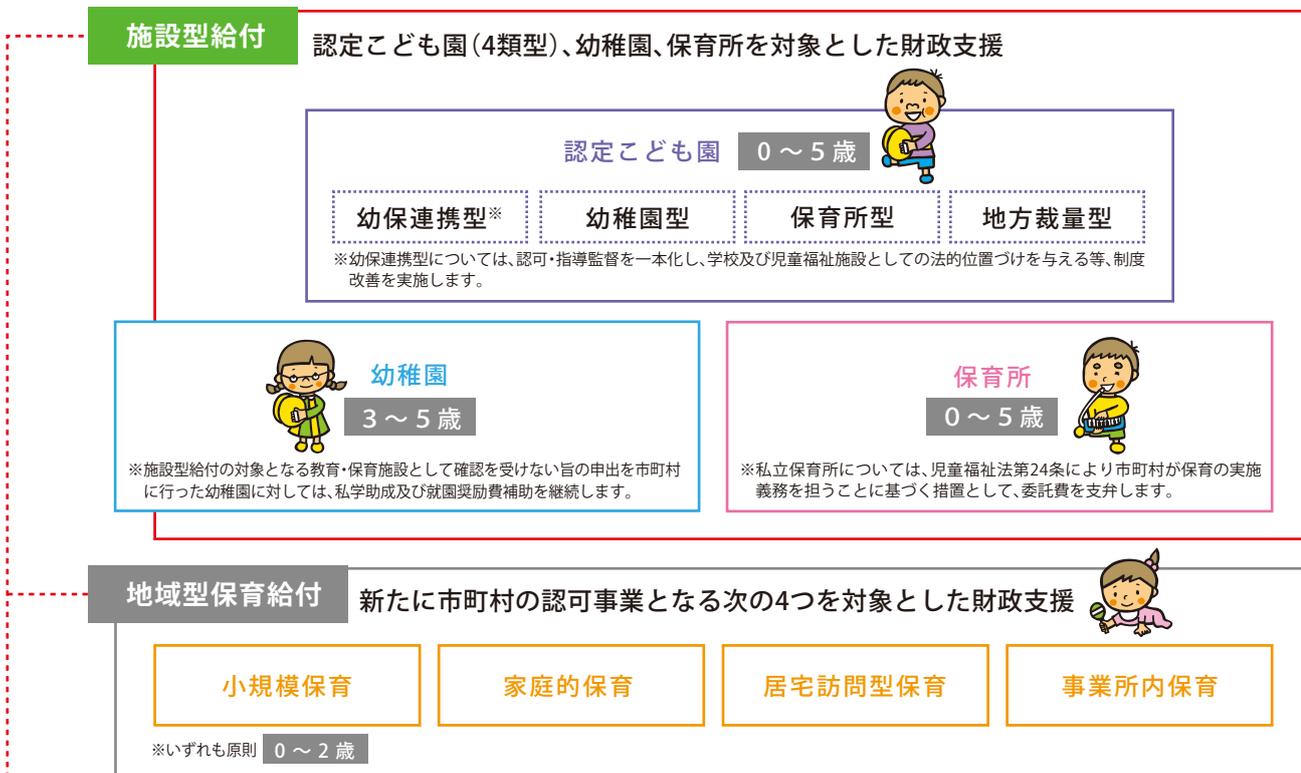
6 平成27年4月からスタートします。

施設型給付の概要と仕組み

新制度で創設された「施設型給付」の概要と仕組み、さらに給付対象となる施設・事業の認定区分や、給付内容を紹介します。

■子ども・子育て支援法の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化します。



POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

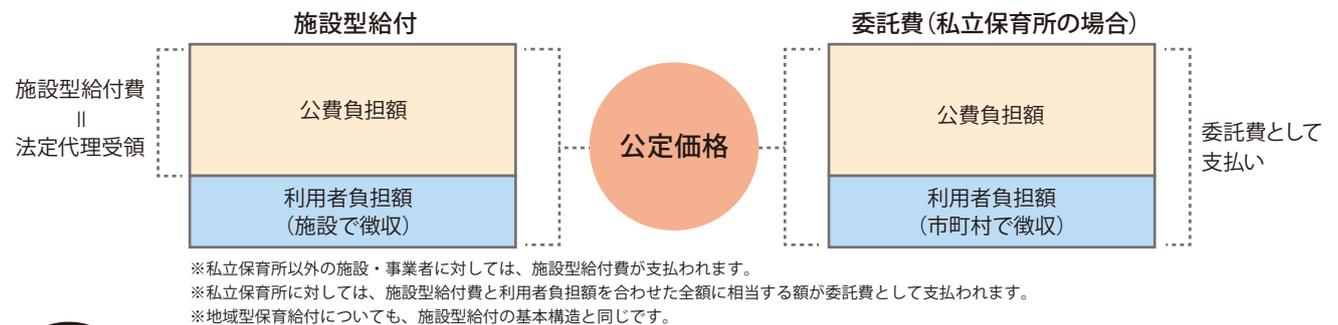
給付費の基本構造

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保障しています。

■給付費の基本構造

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額となります。
[子ども・子育て支援法27条、29条等]
- 施設型給付費、地域型保育給付費は、施設・事業を利用する子どもの居住地の市町村から受けることとなります。

■公定価格のイメージ



公定価格の仮単価について

幼稚園、保育所、認定こども園等の認可基準等を基に、現行の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえ、公定価格を設定することとしており、仮単価 [WEB](#) を提示しています。なお、平成27年度における実際の単価については平成27年度予算編成を経て決定します。



仮単価については、内閣府子ども・子育て支援新制度ホームページの「公定価格に関する情報」をご参照ください。公定価格の計算については、同ホームページの「公定価格試算ソフト」をご活用ください。

[事業者の皆さまへ 公定価格に関する情報](#)

[検索](#)



■利用者負担（保育料）の水準

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として実施主体である市町村が定めることとされています。この国が定める水準は現行の幼稚園・保育所の利用者負担（保育料）の水準を基に検討されています。
※最終的な負担額については各市町村によって異なる額となります。
- 市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等 ※事前説明・同意を要する）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための対価 ※事前説明・書面による同意を要する）が可能です。



水準の公表について

利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的には平成27年度予算編成を経て決定します。ただし、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、公定価格の仮単価 [WEB](#) と併せて利用者負担のイメージを事前に提示しています。



利用者負担の水準については、内閣府子ども・子育て支援新制度ホームページの子ども・子育て会議（第15回）の配布資料2「利用者負担について」をご参照ください。

[利用者負担の水準](#)

[検索](#)

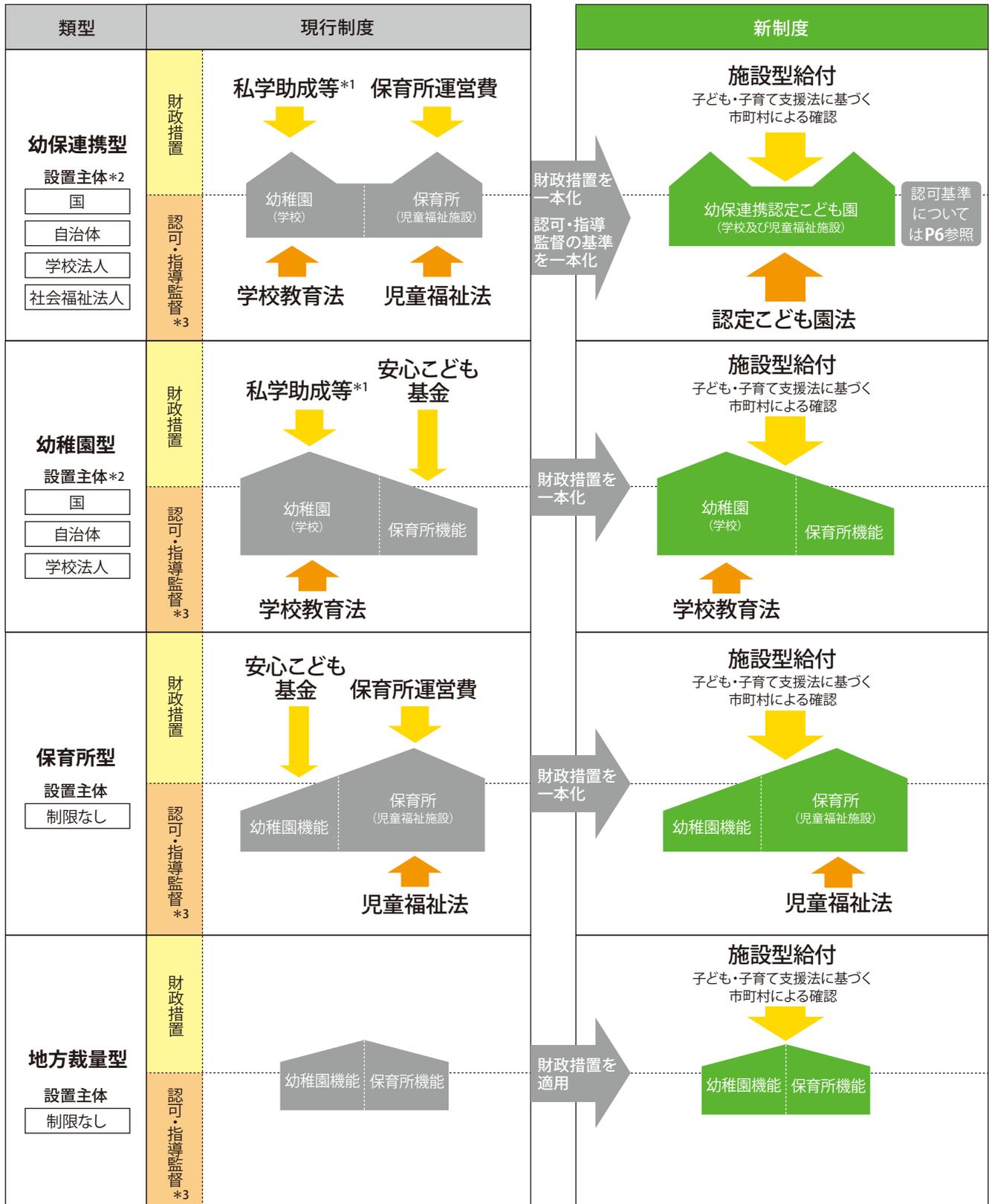


認定こども園4類型の比較

認定こども園への財政措置や認可・指導監督の変更点について4類型毎に紹介します。

- 認定こども園法の改正により、新たな「幼保連携型認定こども園」は「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として創設されます。
- 財政措置は、共通の「施設型給付」で一本化し、市町村が子ども・子育て支援法に基づき、給付を行います。

■認定こども園4類型毎の比較



*1 就園奨励費、私学助成(一般補助、預かり保育推進経費、特別支援教育経費)等。
 *2 宗教法人立や個人立等(いわゆる附則6条園)も、一定の要件の下、設置主体になることができます。
 *3 認定こども園の認可・認定基準は、各都道府県条例等により定められます。

※平成26年4月時点で、認定こども園の合計件数は1,359件。

幼保連携型認定こども園の認可基準

幼保連携型認定こども園の認可基準に関する基本的な考え方や、主な基準を紹介します。

■基本的な考え方

- 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する“単一の施設”として、幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とします。
- 既存施設（幼稚園、保育所、認定こども園）からの円滑な移行のため、「設備」に関する基準については、一定の移行特例を設けます。
- 法施行までに現行制度の認定を受けた幼保連携型認定こども園については、施行日の前日までに別段の申出をしない限り、新しい幼保連携型認定こども園としてのみなし認可を受けるとなり、「設備等」については、現行基準を適用します。

■設置パターン別の基準

施設の設置パターン	考え方	主な基準
 <p>新設 認定こども園</p> <p>新規で幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ 	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置 ●職員配置基準は、4・5歳児 30:1、3歳児 20:1*1、1・2歳児 6:1、乳児 3:1 ※配置数は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含みます（経過措置有り）。 <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ●上記と同等の資質を有する者（設置者が判断する際の指針を示す） <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増） ●居室・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人） <p>〈園庭（屋外遊戯場、運動場）*2の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 ①満2歳の子どもの保育所基準（3.3㎡/人） ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず、一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とします。 <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども（1号認定子どもへの提供は園の判断） ●原則自園調理（満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可）
 <p>幼稚園・保育所からの移行 認定こども園</p> <p>既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して移行特例を設ける ●確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す ●施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する 	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所からの移行▶保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所からの移行▶保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可 <p>〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地・屋上の算入可
 <p>幼保連携型認定こども園からの移行 認定こども園</p> <p>法律上、新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備等」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける（法律の附則） 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準（1号認定子どもは35:1、2号・3号認定子どもは年齢別配置基準）によることを認める ●設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）

*1 質の改善事項として、公道価格において3歳児（1号認定子どもの場合満3歳児を含む）20:1→15:1への配置改善を実施します。
*2 名称は「園庭」とします。